

集中治療専門医制度施行細則

第1章 集中治療専門医制度の施行ならびに運用

第1条 集中治療専門医制度・審査委員会（以下、制度・審査委員会）は、集中治療専門医制度規則および施行細則の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理する。

第2条 制度・審査委員会は、集中治療専門医ならびに集中治療専門医研修施設の認定およびその更新に関する業務を担当する。

第2章 集中治療専門医認定申請資格の基準

第3条 集中治療専門医の認定を得ようとする者は、規則第7条に定める以外に、次の項目のすべてを満たしていなければならない。

1. 指定する学会（別表1）の専門医資格を有すること。
2. 日本集中治療医学会の認定する集中治療専門医研修施設において1年以上の勤務歴*があること。
3. 上記勤務歴のうち連続して12週間以上専従歴*があること。
4. 所定の知識・技能研修修了の条件を満たしていること。（別添：診療実績表について 参照）

※は申請書を参照

第3章 集中治療専門医認定の審査

第4条 集中治療専門医認定審査は、書類審査と筆記試験による。

第5条 書類審査および筆記試験は制度・審査委員会が担当する。

第4章 集中治療専門医認定の申請書類

第6条 集中治療専門医の認定を得ようとする者は、次に定める書類を制度・審査委員会に提出しなければならない。

1. 集中治療専門医認定申請書
 - I i) 履歴書
 - ii) 集中治療勤務証明書
 - II 診療実績表 A L-2, L-3（必要な実施項目）（別添参照）
 - III 診療実績表 B（経験すべき疾患項目）（別添参照）
 - IV 業績目録：学術論文
 - V 業績目録：学会発表
 - VI 業績目録：学会出席
 - VII 指定する学会（別表1）の専門医認定証の写し
 - VIII 学会発表の証明
 - IX 学会出席の証明

第5章 業績目録

第7条 集中治療専門医の認定を得ようとする者は、集中治療専門医認定申請書の業績目録に、申請年の3月31日までの最近5年間の業績を記載すること。ただし、記載された業績は次の項目をすべて満たさなければならない。

1. 学術論文については、集中治療に関する論文（原著、総説あるいは症例報告、短報、著書）であること。申請者が筆頭者であるものを1編以上含めて、主な論文2編以上を記載する。なお、記載論文のうち主な2編については別刷または複写を添付すること。尚、発行前でも採択通知と最終原稿があれば可とする。著書は指定期間内に刊行されたもの以外は認めない。
2. 学術集会発表については、集中治療に関する内容であり、申請者が筆頭者として発表したもの1題を含む2題以上を記載する。なお、そのうち1題以上は日本集中治療医学会学術集会において発表したものとする。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。
3. 学術集会出席については、日本集中治療医学会学術集会2回以上の出席が必要である。学術集会出席証明は出席証明書（e 医学会の参加履歴などの電子証明書を含む）をもって行う。

第6章 集中治療専門医研修施設における勤務歴の証明

第8条 集中治療専門医の認定を得ようとするものは、集中治療専門医認定申請書の集中治療勤務歴記載事項について、勤務した施設ごとに病院長および集中治療施設責任者の証明を得なければならない。

第7章 集中治療専門医研修施設の基準

第9条 規則第16条に定める集中治療専門医研修施設は、次の各項目の条件を具備していなければならない。

1. 当該医療施設の中央部門であること。
（ある特定の診療科に所属せず臨床各科が集中治療専門医の下で、利用出来る部門）
2. 日本集中治療医学会が認定する集中治療専門医が1人以上専従していること。
3. 8床毎に概ね1人の専従医、そのうち1人は専門医であること。
4. ベッド数4床以上を専有していること。

第8章 集中治療専門医認定の更新

第10条 集中治療専門医認定の有効期限の満了にともない、引き続いて集中治療専門医の認定を得ようとするものは、有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間の会員歴および集中治療部門での診療実績あるいは指導歴があり、次に定める申請書類を制度・審査委員会に提出しなければならない。

1. 集中治療専門医認定更新申請書
 - I 履歴書
 - II 業績目録：学術論文
 - III 業績目録：学会発表
 - IV 業績目録：学会出席
 - V 認定証の写し
 - VI 学会発表の証明
 - VII 学会・セミナー出席の証明

*業績目録（有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間）

業績目録には、制度・審査委員会が定める別表2-1に従い、日本集中治療医学会学術集会出席1回以上を含め、総合計40単位以上の業績を記載しなければならない。

学術論文：学術論文（共著可）は別刷または複写を添付すること

学術集会発表：学術集会発表は、日本集中治療医学会学術集会、支部（地方会）学術集会および別表2-2の関連学会で発表（共同発表可）したものとする（座長、司会、指定討論者も含む）

学術集会出席：日本集中治療医学会学術集会1回以上の出席が必要である。学術集会出席証明は、出席証明書をもって行う（e 医学会の参加履歴などの電子証明書を含む）支部（地方会）学術集会および別表2-2の関連学会の学術集会出席も記載できる。

第9章 申請内容についての直接審査

第11条 制度・審査委員会は、必要に応じて、提出された申請書類の内容について申請者に対して直接に説明を求めることができる。

第10章 集中治療専門医研修施設の認定および認定の更新

第12条 集中治療専門医研修施設の認定を得ようとする施設、ならびに有効期限の満了にともない引き続いて集中治療専門医研修施設の認定を得ようとする施設は、次に定める申請書類を制度・審査委員会に提出しなければならない。

- I 集中治療専門医研修施設の認定申請書あるいは認定更新申請書
- II 当該施設の責任者である集中治療専門医の集中治療専門医認定証書の写し
- III 特定集中治療室管理加算の認可証書の写し
- IV 申請病院の概要、組織図
- V 当該集中治療施設の概要、見取図
- VI 当該集中治療施設の勤務医師、看護師およびその他の職種の構成と勤務体制
- VII 当該集中治療施設の活動内容
- VIII 医師および看護師の夜勤業務を含む集中治療室での勤務表
- IX 新規申請の場合は直近半年間の症例数と、そのうち代表30例の治療概略の一覧表
更新申請の場合は直近1年間の症例数と、そのうち代表30例の治療概略の一覧表

第13条 制度・審査委員会は、申請書類審査の後、申請施設の現地審査を実施し、これらの審査結果に基づいて、集中治療専門医研修施設としての適否を判定する。

第11章 集中治療専門医および集中治療専門医研修施設の申請と審査料

第14条 申請者は毎年、制度・審査委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。

第15条 申請には次の審査料が必要である。

集中治療専門医認定に関する書類審査料	10,000円（消費税別）
集中治療専門医認定に関する試験審査料	30,000円（消費税別）

集中治療専門医認定の更新に関する審査料	20,000 円 (消費税別)
集中治療専門医研修施設の認定に関する審査料	30,000 円 (消費税別)
集中治療専門医研修施設認定の更新に関する審査料	10,000 円 (消費税別)

第 16 条 既納の審査料は返却しない。

第 12 章 登録料

第 17 条 集中治療専門医認定証書の交付を受けるものは、登録料として 20,000 円 (消費税別) を納入しなければならない。

第 18 条 既納の登録料は返却しない。

第 13 章 例外処置

第 19 条 制度・審査委員会は、規則第 11 条の規定にかかわらず、病気、出産、留学については、集中治療専門医認定の有効期限を若干延長することができる。延長は制度・審査委員会が認めた時点から活動休止期間とする。活動休止期間は専門医資格を休止し、学会の専門医名簿から除外する。この期間に発表された学術論文、学会発表、学会出席は業績として認められない。なお、次項第 20 条の場合は臨床経験として認める。活動再開する場合は、再申請し制度・審査委員会が認めた時点から活動期間とする。

第 20 条 制度・審査委員会は、外国において集中治療に専従し、細則の第 3 条と同等以上の臨床経験を有するものは、集中治療専門医の審査を行うことができる。当該施設で集中治療に従事したことを証明した書類を添付する。また、証明された期間を臨床経験として認める。ただし、日本集中治療医学会が認定する集中治療専門医研修施設において連続 12 週以上の専従歴を必要とする。

第 14 章 補則 I

第 21 条 細則第 3 条および第 6 条にいう本学会の指定する学会の認定称号と、申請に必要な研修期間を、別表 1 に定める。

第 15 章 補則 II

第 22 条 細則第 10 条 2 にいう業績にかかわる単位数は、別表 2-1 に定める配点法に従うものとする。

第 16 章 補則 III

第 23 条 この細則は制度委員会、理事会の議を経て変更することができる。

付 則 この細則は、1995 年 4 月 1 日から施行する。
 この改定は、1997 年 2 月 14 日から施行する。
 この改定は、1998 年 1 月 9 日から施行する。
 この改定は、2000 年 1 月 7 日から施行する。
 この改定は、2001 年 1 月 6 日から施行する。
 この改定は、2002 年 2 月 27 日から施行する。

この改定は、2004年3月5日から施行する。
 この改定は、2005年10月3日から施行する。
 この改定は、2008年1月1日から施行する。
 この改定は、2008年2月13日から施行する。
 この改定は、2013年2月1日から施行する。
 この改定は、2016年1月1日から施行する。
 この改定は、2017年12月15日から施行する。
 この改定は、2018年3月1日から施行する。
 この改定は、2018年12月13日から施行する。
 この改定は、2019年12月19日から施行する。

別表1 日本集中治療医学会が指定する学会

- ①日本麻酔科学会
- ②日本救急医学会
- ③日本外科学会
- ④日本心臓血管外科学会
- ⑤日本呼吸器外科学会
- ⑥日本小児外科学会
- ⑦日本消化器外科学会
- ⑧日本内科学会
- ⑨日本循環器学会
- ⑩日本脳神経外科学会
- ⑪日本小児科学会
- ⑫日本呼吸器学会
- ⑬日本整形外科学会
- ⑭日本消化器病学会
- ⑮日本産婦人科学会
- ⑯日本感染症学会
- ⑰その他、専門医制度・審査委員会および理事会が認めるもの

別表2-1 更新に必要な単位数に関する配点法

区 分	学会学術誌等の種別	単 位 数	
		筆頭者	筆頭者以外
学 術 論 文 ^{注1}	日本集中治療医学会発行の機関誌に掲載された論文など ^{注2}	20 単位	5 単位
	日本集中治療医学会発行の機関誌に掲載された短報など ^{注3}	10 単位	2.5 単位
	日本集中治療医学会発行の機関誌以外に掲載された集中治療に関する論文、あるいは著書など	5 単位	—

学術集会発表	日本集中治療医学会学術集会あるいは日韓合同集中治療会議	20 単位	5 単位
	日本集中治療医学会支部（地方会）学術集会	10 単位	2.5 単位
	日本集中治療医学会が認める関連学会（別表 2-2）学術集会	5 単位	—
学術集会出席	日本集中治療医学会学術集会	10 単位	
	日本集中治療医学会支部（地方会）又は本学会主催セミナー注 4	10 単位	
	日本集中治療医学会が認める関連学会（別表 2-2）学術集会	5 単位	

注 1 発行前でも採択通知があれば可とする。

企業 PR 誌、病院内紀要に掲載されたものは認めない。

注 2 総説および解説、原著、症例報告および装置を指す。

注 3 研究速報、短報、レター、調査報告を指す。

注 4 支部（地方会）における本学会が認定したセミナーを含む。

別表 2-2 日本集中治療医学会が認める関連学会

- ①日本麻酔科学会
 - ②日本救急医学会
 - ③日本外科学会
 - ④日本心臓血管外科学会
 - ⑤日本呼吸器外科学会
 - ⑥日本小児外科学会
 - ⑦日本消化器外科学会
 - ⑧日本内科学会
 - ⑨日本循環器学会
 - ⑩日本脳神経外科学会
 - ⑪日本小児科学会
 - ⑫日本呼吸器学会
 - ⑬日本プライマリ・ケア連合
 - ⑭日本集中治療医学会が認めた全国レベルの学会（地方会含む）および下記の国際学会
- 【日本集中治療医学会と関連または協定を結ぶ学会】
- European Society of Intensive Care Medicine (ESICM)
- Society of Critical Care Medicine (SCCM)
- Korean Society of Critical Care Medicine (KSCCM)
- Thai Society of Critical Care Medicine (TSCCM)
- World Federation of Intensive and Critical Care (WFICC)